

# 経営持続化臨時特別支援金 Q&A

令和2年5月29日

## 1 制度全般について

番号	手引き 該当部分	質問	応答
1-1	「1 趣旨」 関係	支援金Aとは	<p>○ 業種や施設規模および地域によって異なりますが、道の休業要請又は酒類の提供時間短縮の要請の対象となる施設の管理者であり、道の休業等の要請期間の5/16から5/31までのうち、「遅くとも5/19から5/31」までの間「休業」又は「酒類の提供時間の短縮」にご協力いただき、「北海道スタイル」の取組を実践していただける事業者に10万円を支給します。</p> <p>○ 道からの休業などの要請期間が変更された場合の支給対象となる休業等の期間ですが、「5/31よりも前に要請期間が短くなった場合は、変更して短くなった日まで」、また、「5/31より延長された場合であっても、5/31まで」となります。</p>
1-2	「1 趣旨」 関係	支援金Bとは	<p>○ 5/16以降の道からの休業要請等の対象施設の管理者ではない方でも、長期間の外出自粛や自主的な休業等により、売り上げに影響を来している事業者に対し支援金を支給する制度です。基本的に国の持続化給付金の給付対象者が対象となります。</p> <p>○ また、国の持続化給付金は、令和元年12月末までに開業した方が対象ですが、本支援金では、特例として令和2年1月から3月末までに開業した方も対象としています。</p> <p>○ 今後、国の持続化給付金の要件(令和2年5月15日時点)が緩和された場合においても、支援金Bはひと月の売上が前年同月比で50%以上減少を満たす事業者が対象となります。</p>
1-3	「2 支給額・対象等」 関係	休業要請の対象施設は	<p>休業等の要請の対象施設は、業種、地域、施設規模、期間によって異なりますので、詳細については、道のHPに掲載している本支援金の手引きに添付している「新型コロナウイルス感染症に係る休業要請等の対象施設一覧(5/16以降)」をご確認ください。</p> <p>※一部施設は、5/25以降休業要請対象施設から除外(「新型コロナウイルス感染症に係る休業要請等の対象施設一覧(5/16以降)」の網掛けの施設)されていますが、5/24まで休業いただければ支援金Aの対象です。</p>

1-4	「2 支給額・対象等」関係	申請対象の法人について、「中小企業に限らず、大企業等も含まれます。」とありますが、具体的にどのような法人が対象となりますか。	次に掲げる法人以外の法人が対象となります。 <b>【支援金の対象外の法人】</b> ・国 ・法人税法別表第一に規定する公共法人(国立大学法人、地方公共団体、地方独立行政法人など) ・支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと北海道知事が判断する者
1-5	「3 取組の期間・内容」関係	休業等の要請期間が変更された場合の支援金Aの支給対象となる休業等の期間は	道からの休業等の要請期間が変更された場合の支給対象となる休業等の期間ですが、「5/31よりも前に要請期間が短くなった場合は、変更して短くなった日まで」、また、「5/31より延長された場合であっても、5/31まで」となります。

## 2 「新北海道スタイル」安心宣言について

番号	手引き 該当部分	質問	応答
2-1	「3 取組の期間・内容」 関係	「新北海道スタイル」とは何か	「新北海道スタイル」とは、道民と道内事業者が連携し、感染防止の取組に努め、知恵を出し合って新しい生活様式の実践に取り組むことで、コロナに強い社会を創っていくものです。 今後のコロナに強い社会をつくっていくためには、事業者の皆様のビジネススタイル、そして、道民の皆様のライフスタイルをそれぞれ変えていくことが大変重要であることから、事業者の皆様には、7つのポイントに沿った取組の実践を、ぜひお願い致します。
2-2	「3 取組の期間・内容」 関係	手引には、「新北海道スタイル」の取組を実践することとありますが、ポイントとしてお示した7つの取組のすべてを実践する必要がありますか。	道としては、全ての取組を実践していただきたいと考えていますが、個々の施設的环境によっては取組が難しいものもあると思いますので、事業者の皆様は、可能な限り多くの取組を実践していただくようお願いします。
2-3	「3 取組の期間・内容」 関係	「新北海道スタイル」に関し、5/22に示された「安心宣言」と、それ以前に示されたものとは内容が異なる。以前に示された安心宣言に基づきこれまで取り組んできたが、支援金の対象となるのか。	これまでお示していた取組を実施していただいたことにより、経営持続化臨時特別支援金の支給対象となります。今後、感染拡大防止の継続した取組を実施していただくに当たっては、今回(5/22)示した「新北海道スタイル」安心宣言に基づいた取組を実施してください。
2-4	「3 取組の期間・内容」 関係	要件に、「新北海道スタイル」の取組を実践することとありますが、このことをどのように示したらいいですか。	「新北海道スタイル」とは、道民と道内事業者が連携し、感染防止の取組に努め、知恵を出し合って新しい生活様式の実践に取り組むことで、コロナに強い社会を創っていくものです。 事業者様におかれましては、その取組内容を「新北海道スタイル」安心宣言として作成の上、実施いただくとともに、施設内への掲示、HPやチラシへの記載等を通じ、取組の見える化を行ってください。

### 3 申請について

番号	手引き 該当部分	質問	応答
3-1	「4 申請に必要な書類」 関係	申請書はどのようなものか。 前回の支援金(休業協力・感染リスク低減支援金)の申請書とは違うのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援金A・Bともに共通様式です。「経営持続化臨時特別支援金申請書」を使用してください。</li> <li>・前回の支援金(休業協力・感染リスク低減支援金)の申請書とは別のものですのでご注意ください。</li> </ul>
3-2	「4 申請に必要な書類」 関係	申請書はどこから入手できるのか。	申請書は、道のホームページで公表し、ダウンロードできるようにするとともに、道庁本庁舎1階の道政広報コーナー、道内の総合振興局・振興局において、配布します。各振興局での配布場所については、前回の支援金と同様です。道内の市町村においても配布することとしており、配布場所は道のHPでお知らせします。
3-3	「4 申請に必要な書類」 関係	「札幌市内の事業者については、支援金Aの10万円のうち、札幌市が5万円分を支給します。(申請については、道において一括して受理します。)」とありますが、札幌市内の事業者はどの申請書様式を使えばよいですか。また、どこから入手できますか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・札幌市内の事業者は、支援金A・Bともに「経営持続化臨時特別支援金申請書」の「札幌市事業者用」をお使いください。</li> <li>・申請書などは、道のホームページで公表し、ダウンロードできるようにするとともに、道庁本庁舎1階の道政広報コーナー、石狩振興局で配布する予定です。また、札幌市役所1階パンフレットコーナー、各区役所1階総務企画課広報係でも入手できます。</li> </ul>
3-4	「4 申請に必要な書類」 関係	誓約書とはどのようなものか。	支援金A、支援金Bを申請いただく方の共通事項として、申請書類の内容は全て事実であること、北海道から確認・報告・是正のための措置の求めがあった場合はこれに応じること等を、また支援金Aを申請する方は、休業等を必ず実施すること、申請書で申告いただいた施設以外に、北海道内で休業等の要請の対象となる施設がないこと等を誓約いただく書類です。
3-5	「4 申請に必要な書類」 関係	通帳の写しとは、どの部分か。	銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が確認できるようスキャン又は撮影してください。上記が確認できるように、必要であれば、通帳のおモチ面と通帳を開いた1・2ページ目の両方を添付してください。電子通帳などで、紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面等の画像を提出してください。同様に当座口座で紙媒体の通帳がない場合も、電子通帳等の画像を提出してください。
3-6	「4 申請に必要な書類」 関係	本人確認書類とは、どのようなものか。	申請者本人の身分証明書(運転免許証、パスポート、健康保険証など)の写しです。

3-7	「4 申請に必要な書類」関係	「北海道スタイル」の実践に係る取組内容が分かるものとは何か。	申請書下段の「北海道スタイルの取組内容」にチェックを入れていただいた項目の取組内容が確認できるものとして、施設内に掲示若しくはホームページ上で示した「北海道スタイル」安心宣言の写し、または施設内に「北海道スタイル」安心宣言が掲示されていること、または取組の実施状況がわかる写真などを想定しています。
3-8	「4 申請に必要な書類」関係	道の「休業協力・感染リスク低減支援金」とは何か。	4/25から5/15までの期間、道の休業要請等にご協力いただき、感染リスクを低減する自主的な取組を行う事業者に対し、道が支給する支援金です。
3-9	「4 申請に必要な書類」関係	道の「休業協力・感染リスク低減支援金」の支給通知とは何か。	道の休業協力・感染リスク低減支援金の支給が決定した際にお送りする通知です。
3-10	「4 申請に必要な書類」関係	道の「休業協力・感染リスク低減支援金」に申し込んだが、まだ支給通知が届いていない。どうしたら良いか。	今後、順次、休業協力・感染リスク低減支援金の支給通知をお届けいたしますが、当該通知の写しを提出いただくことにより、今回の支援金(経営持続化臨時特別支援金)の「支援金A」の手続きが簡素化されますので、支給通知が届くのを待ってから申請いただくことを推奨します。 また、支給通知が届く前に申請いただく場合は、「支援金申請書」、「誓約書」、「通帳の写し」、「本人確認書類の写し(個人事業者のみ)」、「北海道スタイル」の実践に係る取組内容が分かるもの」のほか、「営業の実態が確認できるもの」、「業種・業態が確認できるもの」、「休業等の状況が確認できるもの」を提出してください。
3-11	「4 申請に必要な書類」関係	支援金Aの「営業の実態が確認できるもの」は、なぜ必要なのか。	営業実態のない施設は支援金の対象外となるため、休業要請等の以前は通常どおり営業していたことが確認できるものを提出してください。なお、4/25から5/15まで休業等にご協力いただき、「休業協力・感染リスク低減支援金」をすでに受給されている方は、支給通知の写しを添付することにより、これらの提出は不要です。
3-13	「4 申請に必要な書類」関係	支援金A及び支援金Bの「業種・業態が確認できるもの」とは何か。	施設の宣伝チラシ、ホームページ、広告等の写し、または、申請する対象施設ごとの外観(社名や店舗名入り)及び内景がわかる写真などです。 施設を有していない事業者で、支援金Bを申請される場合は、活動の様子がわかるものを提出してください。(パンフレットや写真、ホームページの写しなど)
3-12	「4 申請に必要な書類」関係	支援金A及び支援金Bの「業種・業態が確認できるもの」は、なぜ必要なのか。	道の休業要請施設であることを確認するために必要です。 なお、4/25から5/15まで休業等にご協力いただき、「休業協力・感染リスク低減支援金」をすでに受給されている方は、支給通知の写しを添付することにより、これらの提出は不要です。

3-13	「4 申請に必要な書類」関係	支援金Aの申請を行う場合、「ア 直近の確定申告の本人控えの写し」と「イ 対象施設の運営に当たり、法令等が求める営業に必要な許可等を取得していることがわかる書類の写し」の両方の提出を求めているのはなぜか。	営業に当たり許可を必要とする業種について、その実態を具体的かつ適切に把握するため、確定申告の写しとともに、営業に必要な許可等の写しを提出していただいております。
3-14	「4 申請に必要な書類」関係	支援金Aの「休業(または酒類の提供時間の短縮)等の状況が確認できるもの」とは何か。	対象期間中に休業する(していた)こと、酒類の提供時間を短縮していたことがわかる店頭告知チラシ(掲示物)やメニュー、それらが入った施設の写真、自社のホームページの写しなどです。また、施設の一部(一区画)を休業した場合は、その状況がわかる資料(写真や見取図等)の提出もお願いします。
3-15	「4 申請に必要な書類」関係	支援金Aの休業等の状況が確認できるものは、なぜ必要なのか。	休業の要請にご協力いただいたことを確認するために必要です。 なお、4/25から5/15まで休業等にご協力いただき、「休業協力・感染リスク低減支援金」をすでに受給されている方は、支給通知の写しを添付することにより、これらの提出は不要です。
3-16	「4 申請に必要な書類」関係	添付書類として共に必要な「業種・業態が確認できるもの」は、支援金Aと支援金Bでは同じ書類か。	同じものを想定しており、 ・施設の宣伝チラシ、ホームページ、広告等の写し または、 ・申請する対象施設ごとの外観(社名や店舗名入り)及び内景がわかる写真の提出をお願いします。 施設を有していない事業者で、支援金Bを申請する場合は、活動の様子がわかるものを提出してください。(パンフレットや写真、ホームページの写しなど)
3-17	「4 申請に必要な書類」関係	振込先口座を北海道信用金庫としたいのですが、合併前の通帳を使用しています。合併前の通帳の写しを提出すればよいですか。	合併前の通帳の写しでも構いませんが、一部の支店では、「支店名」「店番」「口座番号」が変更されていますので、申請書には変更後のものを記入してください。ご不明な場合はご利用の金融機関へお問い合わせください。
3-18	「4 申請に必要な書類」関係	振込先口座をネットバンクとしたいのですが、通帳がないので何を提出すればよいのでしょうか。	口座名義人、口座番号、金融機関名、支店名の分かるキャッシュカードの写しやログイン画面の写し等をご提出ください。
3-19	「4 申請に必要な書類」関係	個人事業者で申請しますが、振込先口座は妻の口座にできますか。	個人事業者の方が申請される場合、振込先口座の名義は申請者と同一である必要があります。

3-20	「4 申請に必要な書類」関係	法人で確定申告していますが、法人の預金口座を持っていません。代表者の個人預金口座を振込先にできますか。	法人で申請される場合、振込先口座の名義は申請者と同一である必要があるため、法人名義の預金口座を開設した後、申請いただきますようお願いいたします。
3-21	「4 申請に必要な書類」関係	振込先を当座預金としたいのですが、通帳がないので何を提出すればよいのでしょうか。	当座預金の取引明細書(口座名義人、口座番号、金融機関名、支店名の分かるもの。)の写し等をご提出ください。(預金取引の内容は塗りつぶして構いません。)
3-22	「5 受付方法及び受付期間」関係	申請書を持参して提出することはできますか。	感染防止のため、持参での提出は受け付けておりませんので、郵送又は電子申請でご提出ください。
3-23	「5 受付方法及び受付期間」関係	間違って申請した場合や、提出書類を添付し忘れた場合にはどうすればよいのでしょうか。	郵送の場合、封筒などに朱書きで「追加書類在中」又は「修正書類在中」と記載し、前回提出した申請書の写しがある場合はその写しを、申請書の写しがない場合は、申請書の「申請者の情報」の欄の所在地と申請事業者名を記載したものを同封の上、簡易書留や一般書留、レターパックプラスで郵送してください。
3-24	「5 受付方法及び受付期間」関係	書類を郵送しましたが、そちらに到着しているかどうかを確認することはできますか。	到着しているかどうかは、個人情報の関係もありますので、お答えできません。必ず簡易書留や一般書留、レターパックプラスなどにより、配達されたことが確認できる方法で、かつ配達先で受け取り確認が行われるもので送付してください。
3-25	「4 申請に必要な書類」関係	支援金を現金で受け取ることは可能でしょうか。	支援金の支給方法は、口座振替払いのみとなります。現金での支給はできません。

3-26	その他	5月15日までの支援金(休業協力・感染リスク低減支援金)と5月16日以降の支援金(経営持続化臨時特別支援金)の申請を同時に行うことが可能か。	①4/25～5/15と5/16～5/31ともに休業要請等対象施設の場合(5/16以降に申請できるのは支援金A) 「休業協力・感染リスク低減支援金」と支援金Aを同時に申請することは可能です。ただし、その場合、それぞれの支援金ごとに必要な書類(営業の実態が確認できるもの、業種・業態が確認できるもの、休業等の状況が確認できるもの)をご用意いただき、それぞれ申請していただくことが必要となります。
3-27	その他		②4/25～5/15は休業要請等対象施設だが、5/16～5/31は対象外の場合(5/16以降に申請できるのは支援金B) 「休業協力・感染リスク低減支援金」と支援金Bを同時に申請することは可能です。なお、それぞれの支援金ごとに必要な書類が異なりますので、ご注意ください。 ※この場合、「休業協力・感染リスク低減支援金」を先に申請し、支給決定されても、支援金Bの申請は簡略化されません。
3-28	その他	新しい支援金について、インターネット環境がないため手引きなどを見るができないが、申請書類の準備に当たって、早急に対応しなければならないことはあるか。	新しい支援金のうち、支援金Aについては、遅くとも5/19から5/31まで休業要請等に協力いただくことが必要となりますので、休業等の状況が確認できるものを休業中に保存・記録願います。 ※「休業等の状況が確認できるもの」の具体例として、パンフレットでは、「対象期間中に休業する(していた)こと、酒類の提供時間を短縮する(していた)ことがわかる店頭告知チラシ(掲示物)やメニュー、それらが入った施設の写真、自社のホームページの写しなど」と記載しています。 ※「休業等の状況が確認できるもの」の具体例は、「休業協力・感染リスク低減支援金」も新しい支援金も同じです。
3-29	「5 受付方法及び受付期間」関係	電子申請は可能か。いつから受付予定か。	5/29日中には申請用サイトをオープンする予定です。オープンし次第、北海道のホームページでお知らせします。
3-30	その他	北海道に事業所を有している(事業主、施設管理者)が、通常は東京に在住しており、かつ、ネット環境を使えない状況にあるので、経営持続化臨時特別支援金の申請書を東京で受け取ることはできないのか。	申請書は、道外では配布していませんので、道内の事業所の方などに最寄りの振興局や市町村で入手してもらってください。



## 4 支援金Aについて

番号	手引き 該当部分	質問	応答
4-1	「3 取組の期間・内容」関係	酒類の提供時間の19時までの短縮について、お酒を提供する目安を教えてください。	19時までには、お酒のグラスやジョッキ、お猪口の最後の1杯の提供を終えてください。
4-2	「4 申請に必要な書類」関係	支援金Aの、「営業の実態が確認できるもの」とは何か。	<p>対象期間(5/19)より前から継続して営業していることを確認できるものです。次のア及びイに掲げる書類を提出してください。</p> <p>ア 直近の確定申告書(法人の場合は別表1、個人事業者の場合は第1表(個人番号を塗りつぶしたもの))の本人控えの写し</p> <p>【上記アの書類がない場合は、次のいずれかの書類を提出してください】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設立後間もないため、決算期や申告時期を迎えていない場合は、法人設立届出書の本人控えの写し又は個人事業の開業・廃業等届出書の本人控えの写し</li> <li>・ 直近の月末締の現金出納帳や売上帳・仕入帳、施設の賃貸借契約書(施設を借りて運営している場合)の写しなど、休業等の要請時点の営業実態がわかる資料</li> </ul> <p>イ 対象施設の運営に当たり、法令等が求める営業に必要な許可等を取得していることがわかる書類(飲食店営業許可、酒類販売業免許、古物商許可など)の写し</p> <p>※ 営業許可等が必要ない業種を営業している施設は上記書類は不要です。</p>
4-3	「4 申請に必要な書類」関係	休業要請等の対象となる店舗を複数経営しています。施設対象期間中に休業する(していた)こと、酒類の提供時間を短縮する(していた)ことがわかる店頭告知チラシなどを提出することとなっていますが、店舗ごとの提出が必要となりますか。	支援の対象となる全ての店舗について、休業等の要請期間中に休業していたことが分かる資料の提出が必要となります。なお、4/25から5/15まで休業等にご協力いただき、「休業協力・感染リスク低減支援金」をすでに受給されている方は、「休業協力・感染リスク低減支援金」の支給通知の写しを提出いただくことにより、これらの提出は不要です。
4-4	「4 申請に必要な書類」関係	道の「休業協力・感染リスク低減支援金」の支給通知がまだ届いていませんが、「経営持続化臨時特別支援金」の支援金Aを申請したいと考えています。申請書類を教えてください。	「支援金申請書」、「誓約書」、「通帳の写し」、「本人確認書類の写し(個人事業者のみ)」、「北海道スタイル」の実践に係る取組内容が分かるもののほか、「営業の実態が確認できるもの」、「業種・業態が確認できるもの」、「休業等の状況が確認できるもの」を添付していただければ、申請いただけます。
4-5	個別事例	4/25～5/15までの休業要請に対応しなかったバーであるが、支援金Aの対象となるか。	支援金Aについては、5/16からの道の休業要請等にご協力いただいた事業者に対する支援金ですので、バーについては、遅くとも5/19から5/31まで休業に協力いただければ支給対象となります。

4-6	個別事例	石狩管内でバー(休業要請対象)を経営しており、5月15日まで休業していた。5月19日以降、居酒屋に形態を変えて営業しようとしている。支援金Aの対象となるか。	休業要請以前から営業していたことを確認する必要があるため、前日の5/18時点で居酒屋であることが確認でき、酒類の提供時間短縮にご協力頂ければ、支援金Aの対象となります。 また、居酒屋に形態を変えた場合、本支援金を申請する際には「業種・業態」がわかる書類を提出してください。(例えば、施設の宣伝チラシ、ホームページ、広告等の写し、対象施設の外観写真、メニューの写し) また、お店の規模・内容によっては、許可手続きが必要になる場合もありますので、詳細は保健所に相談してください。
4-7	個別事例	札幌市内でアルコールも提供するカフェ(喫茶店)を営んでいる。現在、休業だが、5/16以降、アルコールの19時以降の提供を止めた形で営業した場合、新しい支援金の対象となるのか。また、5/15までの支援金についてはどうか。	もともと19時以降もアルコールを提供する営業をしていた札幌市内のカフェについては、19時以降の夜間は酒類の提供を控えていただくよう協力を要請している施設になりますので、遅くとも5/19から5/24まで、酒類の提供時間短縮(19時まで)にご協力いただいた場合は支援金Aの対象となります。 5/15までの休業協力・感染リスク低減支援金についても、酒類提供時間の短縮として支給対象となります。
4-8	個別事例	休業要請を受けている施設だが、5/16~18の間は営業しても、5/19から休業すれば支援金の対象となるのか。	支援金Aについては、休業要請対象施設であって、遅くとも5/19から5/31まで休業に協力いただければ支給対象となります。
4-9	個別事例	1,000㎡を超える休業要請対象施設の管理者が支援金Aを申請する場合、施設が1,000㎡超であることを証明する資料の提出が必要か。(不動産賃貸借契約書や不動産登記簿謄本などの提出を求めるのか?)	申請者の負担軽減やできるだけすみやかな支給に向けて、1,000㎡超であることを証明する資料の提出は求めません。ただし、申請要件に該当(休業要請等対象施設である)することについて誓約書を提出いただきます。

## 5 支援金Bについて

番号	手引き 該当部分	質問	応答
5-1	「2 支給額・対象等」 関係	支援金Bはどういった事業者を対象とする制度か。	<p>○ 5/16以降の道からの休業要請等の対象施設の管理者ではない事業者でも、長期間の外出自粛や自主的な休業等により、売上が大幅に減少した者に対し支援金を支給する制度です。基本的に国の持続化給付金の給付対象者が対象となります。</p> <p>○ また、国の持続化給付金は、令和元年12月末までに開業した方が対象ですが、本支援金では、特例として令和2年1月から3月末までに開業した方も対象としています。</p> <p>○ 今後、国の持続化給付金の要件(令和2年5月15日時点)が緩和された場合においても、当該給付金の要件はひと月の売上が前年同月比で50%以上減少を満たす事業者が対象となります。</p>
5-2	「2 支給額・対象等」 関係	持続化給付金の給付要件に満たない者は、支援金Bの申請を行えるのか。	基本的に、支援金Bは、国の持続化給付金の受給者のみが対象です。ただし、持続化給付金は令和元年12月まで開業した方が対象であり、持続化給付金の給付対象とならない令和2年1月から3月までに開業した方につきましては、特例として道の支援金Bの対象としています。
5-3	「2 支給額・対象等」 関係	「札幌市内の事業者については、道が5万円、札幌市が5万円を支給します。」とあるが、道、札幌市のそれぞれに申請する必要がありますか。	札幌市内の事業者については、申請受付及び審査ともに、道が一括して行いますので、札幌市への申請は必要ありません。
5-4	「2 支給額・対象等」 関係	手引きのp3に、「※今後、国の持続化給付金の要件(令和2年5月15日時点)が緩和された場合においても」とあるが、「5月15日」の趣旨は。	支援金Bは、基本的に国の持続化給付金の対象者が対象となりますが、国が今後、給付対象や給付要件を変更する場合も想定されることから、どの時点での制度を適用するか明確化するため、5月15日を基準日としています。
5-5	「2 支給額・対象等」 関係	事業者には、フリーランスも含むか。	個人事業者として事業所得を有している方は、開業・廃業等届出書を提出していなくても支援金Bの対象としており、いわゆるフリーランスも含まれます。
5-6	「2 支給額・対象等」 関係	私は令和2年1月に開業したフリーランスで業務の受託状況によることから、月ごとの営業日数が一定ではありません。この時、基準月と基準金額はどう決めたらいいですか。	令和2年1月から3月までで、最も収入金額が多かった月を基準月とし、その月の収入金額を基準金額としてください。

5-7	「2 支給額・対象等」関係	私はフリーランスで、「北海道スタイル」安心宣言を掲示する施設を有しません。(5)の「北海道スタイル」の実践に係る取組内容が分かるもの」として、どのようなものが必要ですか。	事業活動に当たり安心宣言掲示する施設がない場合は、活動する際の宣伝チラシやホームページに掲載した上でそれらの写し等を提出いただくか、これらによりがたい場合は、事業活動に当たり「北海道スタイル」として取り組む内容を記載した紙等を作成いただき、その写しを提出してください。
5-8	「2 支給額・対象等」関係	ホテルからの依頼で、令和2年1月から、ホテルのジムでフィットネスインストラクターを始めました。道の経営持続化臨時特別支援金の支援金Bを申請したいのですが、インストラクターとしての活動開始日を証明する書類がありません。この場合、どのような書類を添付すればいいですか。	現金出納帳や売上帳・仕入帳、施設の賃貸借契約書(施設を借りて運営している場合)、報酬にかかる通知や領収証など、開業月の収入が分かる書類の写しを提出してください。
5-9	「4 申請に必要な書類」関係	今年、公益法人等(またはNPO法人)を設立しました。支援金Bを申請しようと思いますが、事業収入がわかる書類として、何を提出すればいいですか。	次の書類を提出することができます。学校法人の場合は、事業活動収支計算書、社会福祉法人の場合は、事業活動計算書、公益財団法人・公益社団法人の場合は、正味財産増減計算書、また、ここに記載のない法人については、帳簿の写し等、事業収入がわかる書類を提出して下さい。
5-10	「4 申請に必要な書類」関係	令和2年1月から3月末までに開業された方は、「業種・業態が確認できるもの」と「法人の場合は登記事項全部証明書 又は 商業登記簿謄本の写し、個人の場合は開業届出書の写し」の両方が必要なのはなぜですか。	「業種・業態が確認できるもの」で休業要請等の対象施設の管理者ではないことを、また、登記事項全部証明書や開業届出書等は開業日を確認するために必要です。
5-11	「4 申請に必要な書類」関係	国の持続化給付金の給付通知書とは何か。	持続化給付金の申請時に送付先として登録いただいた住所に郵送される給付額等が記載された通知書です。
5-12	「4 申請に必要な書類」関係	登記事項全部証明書 又は 商業登記簿謄本の写しはなぜ必要なのか。	法人の場合において、会社成立の年月日や会社設立の事実等を確認するために必要です。
5-13	「4 申請に必要な書類」関係	「個人事業の開業・廃業届出書」の写しは、なぜ必要なのか。	個人の場合において、開業日や開業の事実を確認するために必要です。
5-14	「4 申請に必要な書類」関係	売上が減少した月及び比較する月(基準月)の売上高が分かる書類とは、どのようなものか。	対象となる月の帳簿や売上台帳等です。
5-15	個別事例	休業要請に対応しない(これまでもしてこなかった)バーであるが、支援金B(5万円)の対象となるか。	支援金Bについては、休業要請の対象外の施設に対する支援金なので、休業要請の対象となるバーは、支援金Bの対象とはなりません。

5-16	個別事例	支援金Bについて、業種・業態が確認できるものを添付することとされているが、国の給付金に上乗せ支給されるので、なぜ、業種・業態を確認する必要がありますか。	支援金Bの対象事業者は、休業要請等の対象施設を管理していない事業者としており、その確認が必要なため、業種・業態が確認できるものを提出いただくこととしています。
5-17	個別事例	フリーの音楽家(バンドマン)をやっており、国の持続化給付金を受給しているので支援金Bを申請したいが、「業種・業態が確認できるもの」には、「施設」の例しか入っておらず、施設を有しない持続化給付金の受給者は何を添付すれば良いですか。	施設を有していない事業者で、支援金Bを申請される場合は、活動の様子がわかるものを提出してください。(パンフレットや写真、ホームページの写しなど)。
5-18	個別事例	国の持続化給付金は令和3年1月15日が申請の締め切りとなっているので支援金Bについても、申請の締め切りは国の持続化給付金が認定された後までと考えて良いですか。	国の持続化給付金を受給対象となっている方が、支援金Bの申請を行う場合は、持続化給付金の「給付通知書」の写しを提出して頂く必要がありますので、令和3年1月31日(日)を締め切りとします。なお、国の持続化給付金の申請は余裕をもって行うことをおすすめします。
5-19	その他	経営持続化臨時特別支援金の支援金Bを申請するにあたって、国の持続化給付金の入金済まされているが、通知書が届いていない場合は、どうしたら良いのか。	持続化給付金について経済産業省北海道経済産業局に確認したところ、給付通知書の発送は、口座への振り込みと同時に行っていますが、手続きの関係で多少遅れることもあるとのこと。お手元に通知書が届くまでお待ちください。

## 6 申請書関係

番号	手引き 該当部分	質問	応答
6-1	申請書 関係	休業等の要請期間(5月16日～5月31日)の間に、店舗を移転しました。申請書の「対象施設の情報」に記載する所在地は、移転前、移転後のどちらを記載すればよろしいでしょうか。	移転後の所在地を記載してください。
6-2	申請書、誓約書 関係	申請書、誓約書への押印は会社印でよろしいでしょうか。	代表者印を押印してください。
6-3	申請書 関係	申請書になぜ法人番号を記載する必要があるのでしょうか。	申請がありました法人が存在しているという事実を確認するため、記載が必要となります。
6-4	申請書 関係	法人番号がわかりません。	国税庁のホームページ「法人番号公表サイト」で調べることができますので、そちらで確認の上、申請書に記入してください。なお、法人番号は「13桁」となりますのでお間違えのないようお願い致します。
6-5	申請書 関係	担当者連絡先は固定電話と携帯電話の両方を記載する必要があるということでしょうか。	どちらか片方でも構いませんが、申請内容の確認や追加資料の依頼に関する連絡をする場合がございますので、日中、確実に連絡の取れる番号を記入してください。
6-6	申請書 関係	振込先口座をゆうちょ銀行としたいのですが、支店名・預金種目・口座番号はどのように記載すればよいですか。	ゆうちょ銀行を振込先口座に指定する場合、口座の「記号番号」ではなく「店名(数字3桁)」「預金種目」「口座番号」を記入してください。ゆうちょ銀行の公式サイトで確認できますが、ご不明な場合は郵便局等でおたずねください。
6-7	申請書「対象施設の 情報」 関係	業態等の「カテゴリー」の欄と「対象」の欄には、どのような内容を記載すればよいのでしょうか。	別添資料1「新型コロナウイルス感染症に係る休業要請等の対象施設一覧」に記載されている「カテゴリー」と「対象」の中から、該当するものを記載してください。

6-8	申請書「対象施設の情報」関係	対象施設一覧に該当するものがありません。どのように記載すればよいのでしょうか。	<p>施設一覧に記載する「休業要請を行わない施設」に該当しない場合は、基本的に休業要請の対象施設と見なします。</p> <p>ただし、その場合にあっても、一覧に記載する「休業要請を行わない施設」と機能や性格が類似する施設や、明らかに生活必需物資・サービスを提供する施設の場合は、休業要請の対象になりません。</p> <p>記載については、「カテゴリー」には類似する施設が含まれるものを記入してください。「対象」には実際の施設の業種を記入してください。</p>
6-9	申請書「対象施設の情報」関係	当社のホテルには、宴会場とアルコールを提供しているレストランがありますが、申請書裏面の対象施設の情報欄には、一つの欄にまとめて記載するのか、分けて記載するのかを教えてください。	<p>一つの欄にまとめて記載してください。</p> <p>ただし、字が極端に小さくなる場合には、2つに分けて記載願います。</p>
6-10	申請書「対象施設の情報」関係	対象となる施設が9箇所以上あるが、その場合はどこに記載すればよいのでしょうか。	<p>申請書の「対象施設の情報」面をコピーして使用してください。</p>
6-11	申請書「対象施設の情報」関係	道外にも施設があるのですが、道外施設も記載しなければなりませんか。	<p>道外施設の記載は不要です。</p>

## 7 その他

番号	手引き 該当部分	質問	応答
7-1	誓約書 関係	休業状況の確認のため、立入調査などを行う予定ですか。	<p>北海道補助金等交付規則第23条の2の規定に基づき、立入調査を行う場合があります。</p> <p>(補助事業者等に対する調査等) 第23条の2 知事は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助事業者等に対し、報告を求め、又はその職員に、帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p>
7-2	その他	支援金は課税対象になりますか。	<p>「経営持続化臨時特別支援金」の税法上の取扱いについて、法令に則ると、所得税や法人税の計算上、収入金額や益金に加える必要があるとのことです。ただし、収入の減少や各種経費の支払などによって、支援金の支給額を含めてもなお、赤字となる事業者については、課税所得は生じないこととなります。所得税、法人税に関してご不明な点等は、所轄の税務署にお問い合わせください。</p>
7-3	個別事例	土産物(観光地の装飾品、工芸品、食器、食料品、衣料品等)を販売する小売店ですが、支援金の対象となりますか。	<p>土産物店に関し、石狩管内の施設は床面積に関係なく、石狩管内以外の施設は床面積が1,000㎡を超える施設が休業要請の対象施設であり、土産物販売を休止した旨を店内等に表示し、土産物陳列スペースを閉鎖していただく、または、店舗自体を休業していただければ、支援金Aの対象となります。申請に当たっては、観光客向けの土産物店であることを示すチラシや、店頭・店内の写真、ホームページの写しなどに加え、休業等の状況が確認できる資料の提出が必要です。</p> <p>石狩管内以外の施設で、床面積が1,000㎡以下の場合は休業要請等の対象施設ではありません。この場合、国の持続化給付金の対象となる事業者は、支援金Bの対象となります。</p>



7-4	個別事例	<p>公民館の部屋を借りて毎週水曜日に英会話教室を開いています。賃借料は都度の支払いなので、賃貸契約書は交わしていませんが、賃料の領収書のコピーは提出可能です。この場合、支援金の対象になりますか。</p>	<p>賃貸契約ではなく、一定の時間のみ施設を利用する業態であることから、施設管理者に該当せず、支援金Aの対象にはなりません。      なお、施設をもたず英会話教室を開催している方で、国の持続化給付金の対象となる方は支援金Bの対象となります。      また、令和2年1月から3月までに開業した方については、令和2年4月1日以降12月31日までの任意の1ヶ月の売上が、当該月前の任意の1ヶ月(基準月)の売上が50%以上減少した場合は、支援金Bの対象となります。</p>
-----	------	--	--

7-5	個別事例	釣り船(遊漁船)は、休業要請の対象となりますか。また、支援金の対象となりますか。	大型の遊漁船で釣り客を船内客室に入室させて移動する場合は密室状態となることから休業要請の対象となり、休業協力いただいた場合は支援金Aの対象となりますが、小型で船室を持たない釣り船は屋外施設として扱いますので、休業要請の対象にはならず、支援金Aの対象にはなりません。 この場合、国の持続化給付金の対象となる事業者は、支援金Bの対象となります。
7-6	個別事例	観客席があるモトクロス競技場(屋外)は、休業要請の対象となりますか。また、支援金の対象となりますか。	屋外運動施設の観客席部分については使用停止の要請の対象になりますので、休業協力いただいた施設は支援金Aの対象となります。
7-7	個別事例	巨大ショッピングモール内に今年4月から開業したが、4月から実質、開業できずに売上実績がないが、支援金の対象となるか。	①休業要請対象施設の場合 休業要請対象施設の場合は、支援金Aの対象です。この、支援金Aについては、休業要請対象施設であって、遅くとも5/19から5/31まで休業に協力いただければ支給対象となります。 なお、申請にあたって、対象期間(5/19～5/31)より前に開業していることを確認できるものが必要となります。
7-8	個別事例		②休業要請対象外施設の場合(支給金Aは対象外) 休業要請対象外の方で、令和2年1月から3月末までに開業された方は、「支援金B」の対象ですが、令和2年4月以降に開業した方は対象外となります。
7-9	個別事例	100㎡以下の石狩管内の学習塾やパソコン教室について、5/16以降休業する場合は支援金Aの対象となりますか。また、石狩管内以外の地域の場合は、休業要請の対象ではない事業者として支援金Bの対象となりますか。	石狩管内の学習塾等について、100㎡以下の施設の場合は、1,000㎡以下の施設と同様、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下、「措置法」)に基づく使用の制限等を要請する対象施設とされていないものの、現下の状況に鑑み、特措法によらない協力依頼の対象となりますが、経済的な影響などといった様々な理由から営業を継続する場合には、適切な感染防止対策を施した上で営業できることとしています。このため、「基本的には休止を要請する施設」であり、休業にご協力をいただいた場合は、支援金Aの対象となります。 また、石狩管内以外の地域の、1,000㎡以下の学習塾等は、休業要請等の対象外となっていますので、ひと月の売上が前年同期比で50%以上減少している場合などは、国の持続化給付金と合わせ、支援金Bの活用をご検討ください。  なお、5/16時点において休業要請等の対象施設であれば、5/25以降に休業要請等の対象外となっても、支援金Bの対象ではなく支援金Aの対象となります。

7-10	個別事例	<p>石狩管内と石狩管内以外にそれぞれ飲食店を有している場合、石狩管内の店舗においては、19時以降のアルコール提供を行わないことで支援金Aを申請し、石狩管内以外の店舗は休業要請対象外となったことからアルコール提供を行います。月の売上が前年から1/2以下になることから、石狩管内で受給する支援金Aと合わせて、石狩管外の支援金Bも受給することは可能ですか。</p>	<p>支援金の申請については、店舗ごとではなく、店舗を管理する事業者ごとに行っていただくこととなります。休業要請等の対象事業者は、遅くとも5/19以降、石狩管内の店舗においてアルコール類の提供時間短縮にご協力いただける場合、支援金Aを受給できます。なお、今回の道の休業要請等の対象となる施設を管理運営する事業者は、支援金Bの対象とはなりません。休業要請等の対象となる事業者は、支援金Aのみを申請することができます。</p> <p>なお、5/16時点において休業要請等の対象施設であれば、5/25以降に休業要請等の対象外となっても、支援金Bの対象ではなく支援金Aの対象となります。</p>
7-11	個別事例	<p>石狩管内以外で1,000㎡を超える床面積を有するホテルで、その集会場を休業要請に従い閉鎖している場合、当該ホテルの宿泊部分に関して、支援金Bの対象となりますか？</p>	<p>石狩管内以外で1,000㎡を超える床面積を有するホテルで、その集会場を休業された場合は、支援金Aの対象となります。今回の道の休業要請等の対象となる施設を管理運営する事業者は、支援金Bの対象とはなりません。</p> <p>なお、5/16時点において休業要請等の対象施設であれば、5/25以降に休業要請等の対象外となっても、支援金Bの対象ではなく支援金Aの対象となります。</p>
7-12	その他	<p>5月15日までの休業支援金は、市町村によっては、道へ申請書を提出すれば、市町村への申請は不要となっていました。5月19日からの新たな支援金（経営持続化臨時特別支援金支援金）については、市町村との連携についてどのようになりますか。</p>	<p>市町村の支援制度の有無や、市町村への申請が必要か、不要かは、市町村によって異なりますので、市町村にお問い合わせください。</p>